

## 防府市公設青果物地方卸売市場における売買取引の方法

### ○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例

(売買取引の方法)

第三十八条 市場において卸売業者が行う卸売については、規則で定めるところにより、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。）によらなければならない。

2 卸売業者は、販売方法を設定し、又は変更しようとするときは、速やかに市場内の卸売場に掲示し、関係者に十分周知しなければならない。

### ○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例施行規則

(相対取引の割合等)

第三十六条 条例第三十八条に規定する市場において卸売事業者が行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 別表第二第一号に掲げる物品 せり売又は入札の方法

二 別表第二第二号に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち三十パーセントに相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

三 別表第二第三号に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第一号及び第二号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあつては、せり売り又は入札の方法により売買取引しなければならない毎日の卸売予定数量のうち三十パーセントに相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であつて、市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當と認めたときは、同項の規定にかかわらず相対取引によるものとする。

一 災害が発生した場合

二 入荷が遅延した場合

三 卸売の相手方が少数である場合

四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

六 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の出荷開始の時刻以前に卸売をする場合

七 市場における仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 前項の規定により相対取引による卸売をしようとする卸売業者は、卸売方法変更承認申請書（第二十九号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 卸売業者は、第一項第二号及び第三号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて、市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によるものとする。
- 一 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - 二 市場における物品に対する需要が著しく増加した場合
- 5 市長は、第一項第二号に規定する別表第二第二号に掲げる物品について、せり売又は入札の方法による売買取引の割合を定め、又は変更しようとするときは、条例第六十八条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 市長は、第一項第二号に規定する別表第二第二号に掲げる物品について、せり売又は入札の方法による売買取引の割合を定め、又は変更したときは、速やかに市場内の卸売場に掲示するものとする。
- 7 別表第二第三号イに規定する市長が別に定める取扱品目は、別表第三に掲げるとおりとする。
- 8 別表第二第三号ウに規定する市長が別に定める取扱品目は、別表第四に掲げるとおりとする。
- 9 第三項の承認を受けた卸売業者は、掲示その他の適当な方法により仲卸業者及び買受人にその旨を周知しなければならない。

別表第二（第三十六条第一項関係）

	品目
一	生産者が他の生産者と共同することなく選別し、出荷した取扱品目及び植木類
二	第一号又は第三号に掲げる物品以外の取扱品目
三	<p>ア 輸入野菜及び輸入果実</p> <p>イ やまのいも、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、野菜の加工品、冷凍野菜、冷凍果実その他一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定しているものとして市長が別に定める取扱品目（第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）</p> <p>ウ くわい、ゆりね、山菜類、香辛野菜、つま物野菜、ゆず類、ぎんなんその他品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でないものとして市長が別に定める取扱品目（第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）</p> <p>エ 花きのうち乾燥、染色その他の方法で加工された取扱品目（第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）</p> <p>オ 条例第四条第一項第二号に掲げる取扱品目（アからエまで及び第一号に掲げる物品に該当するものを除く。）</p>

別表第三（第三十六条第七項関係）

種別	品目
1	かんしょ、ばれいしょ、にんじん、ごぼう、さといも、たまねぎ
2	かんきつ類（別表第四に掲げるかんきつ類を除く。）、りんご、かき、くり、バナナ、果実の加工品
3	鳥卵、加工食料品（前号に掲げる加工食料品を除く。）

別表第四（第三十六条第八項関係）

種別	品目
1	ぼうふう、はなまるきゅうりその他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される野菜
2	だいたい、うめその他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される果実